二　操業区域の二	浮きはえ縄	一〇トン以上二〇トン未満	一〇トン以上二〇トン未満	二三七
	浮きはえ縄及び釣り	一〇トン以上二〇トン未満	一〇トン以上二〇トン未満	一

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成二十九年四月七日から同年七月七日まで

備考
1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十九年八月一日から平成三十四年七月三十一日までとする。
2　「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。
3　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。
一　漁場の秩序を維持し、又は国際取決めを遵守するため、漁業監督官が必要があると認めて漁業の操業について指示をした場合には、これに従わなければならない。
二　千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（平成二十一年条約第十号）、みなみまぐろの保存のための条約（平成六年条約第三号）、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定（平成八年条約第三号）及び西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成十七年条約第九号。以下「中西部太平洋条約」という。）に基づく保存管理措置を遵守するため、これらの条約の締約国であり、かつ、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（平成十八年条約第十号）の締約国である国により正当に権限を与えられた検査官が、公海水域において乗船及び検査の受入れを要請した場合であって、漁業監督官が当該検査官を乗船させることを指示したときは、当該指示に従って当該検査官を乗船させなければならない。
三　二により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
四　二により漁業監督官の指示があった場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。
五　中西部太平洋条約第三条1に規定する条約区域のうち我が国の排他的経済水域を除く海域及び当該海域に沿う港の港内において、中西部太平洋条約第一条(c)に規定する委員会に登録された船舶以外の船舶から燃料、漁具その他の漁業用資材の補給を受けてはならない。
六　中西部太平洋条約に基づくオブザーバー（中西部太平洋条約第二十八条4に規定するオブザーバーをいう。）の保護に関する保存管理措置を遵守しなければならない。

別記　操業区域
一　北緯五十度の線、東経百度の線及び次に掲げるイからリまでの各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（昭和五十四年十月十七日署名）第二条1に規定する漁業水域を除く。）
イ　北緯五十度西経百五十度の点
ロ　南緯四度西経百五十度の点
ハ　南緯四度西経百三十度の点
ニ　南緯二十五度西経百三十度の点
ホ　南緯二十五度東経百五十五度の点
ヘ　南緯十一度三十分東経百二十九度の点
ト　南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点
チ　南緯十度東経百十三度二十八分の点
リ　南緯十度東経百度の点
二　一の海域のうち、北緯五十度の線、北緯二十度の線、西経百五十度の線及び東経百七十度の線により囲まれた海域並びに我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）を除く海域

○農林水産省告示第五百六十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、北太平洋さんま漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十九年四月七日　農林水産大臣　山本　有二

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数
一〇トン以上二〇〇トン未満の船舶　一八二隻
二　許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成二十九年四月七日から同年七月七日まで

備考
1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十九年八月一日から平成三十四年七月三十一日までとする。
2　水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため大型化を図ることが適当であると認めた船舶については、当該船舶の総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数を当該船舶の総トン数とみなす。
3　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。
一　集魚灯及び作業灯（探照灯及び投光器を含む。以下この号において同じ。）を全て設備した状態で、その定格消費電力の総和が九百キロワット（うちＬＥＤランプを使用した集魚灯及び作業灯については、二百キロワット）を超えてはならない。